

科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合 議事概要

- 日 時 平成 24 年 8 月 30 日（木）10:00～11:03
- 場 所 合同庁舎 4 号館第 1214 特別会議室
- 出席者 園田大臣政務官、相澤議員、奥村議員、今榮議員、青木議員、中鉢議員、平野議員、大西議員、倉持統括官、中野審議官、吉川審議官、大石審議官

○ 議事概要

議題 1. 平成 24 年度科学技術戦略推進費「総合科学技術会議における政策立案のための調査」にかかる実施方針（案）

- 相澤議員 議題 1 は、平成24年度科学技術戦略推進費「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針であります。この時期に、戦略推進費を何に使用するかを決める重要な案件でございます。本日その実施内容が出てまいります。それでは、説明をお願いいたします。

<内閣府 安間参事官、山本参事官から説明>

- 相澤議員 以上の 2 件の調査研究の内容でございます。ご質問ございましたら。

- 大西議員 1 番目のほうですけれども、これは確か 4 月ぐらいに初めてここで議論されたと思います。議論された時は、既に法案が閣議決定されていたということで、これまでの通例からすれば、閣議決定されていれば、少なくとも与党としてはそれを修正するということはないでしょうから法律がそのまま国会に進んでいくということについてはゴーサインが出た段階で議論が始まったと。

ここで見解をまとめましたけれども、その見解は妥当なものだと思うのですが、いかにも遅きに失したといいますか、手順が逆なのではないかと。そこに問題があるのであれば、恐らく法律を出す、つくる際には各省に照会があったり、事前にどんな内容の法律改正なのかということが事務的にある程度わかるはずだと思っっているのですが、その辺のことを少し整理してみないと、今さらここで制度のあり方について正確な実態といっても制度が出来てしまっている訳ですから、何やっているのだという感じが率直にする訳であります。

しかし、問題があるので、制度ができた段階でどういう改善というか、運用上の改善があるのか。そういうことについて調査することに反対はしませんけれども、先ほど申し上げたような点について整理しておかないと、何をやっているのだということになるのではないかと。

2 つ目の点については、これも結構だと思いますが、これに関連したテーマでデュアルユース問題、関連施策で少し離れていますが、生命倫理という点では、科学の成果を正しく使う。正しくない使われ方もあるということで、デュアルユース問題というのはいくぶん広く一般に存在していると思います。直接話題になったのは、新型インフルエンザに係ることでありましたけれども、広くいろいろなところでデュアルユース問題が出てくるのです。

デュアルユース問題については、学術会議でも議論していて、ここでも簡単に話題になったことがあります。それで、必要があれば学術会議側からここで説明するということもできますと申し上げたこともありますが、特にその後 C S T P からの動きはないというふうに思っています。何かこういうテーマについて、日々の予算等だけではなくて、科学技術政策上重要なことについて C S T P が議論するというのは大事だし、調査することも大事だと思うのですが、少し全体が見える格好で系統的にやらないと水面下でいろいろ動いていたのがぼつぼつ出てくるというのでは、一貫

性がCSTPの有識者会議として保てないという気がします。その点、全体としてどういうテーマをCSTPが抱えていて、それぞれ例えば勉強するものについてはどうやって勉強していくのかなどということを経済的に一度議論することが適当ではないかと思えます。

○相澤議員 只今の点について、それぞれ参事官答えられることについては。

○事務局（安間参事官） ご指摘のとおりでございます。前回4月19日にこの場でご議論頂いたときに厚生労働省の課長がご説明されたと存じます。その際に今回の法律につきましては、全分野を包含しました共通的なルールについて定めたというお話でございました。今回その共通する全分野の中で、特にこの研究者、教育者という面について、どういった個別の取り扱いがあるかということについては、残念ながら国内に知見がないものですので、そのあたりはきちんと整理して、特に先進地でありますEU諸国におきまして大きな混乱なく類似の制度が運用されておりますので、そういった内容をきちんと把握し、お伝えしていきたいというふうに思っています。

法律の全体につきましては、今ご指摘がございましたことは十分に認識し、整理すべきものと思っております。

○事務局（山本参事官） 今回の調査は、総合科学技術会議で従来より検討してまいりました、ヒト胚の取扱いを中心とした生命倫理の問題について審議をするための基礎調査を収集するという目的で行うものでありますけれども、今後、総合科学技術会議、生命倫理専門調査会で審議を進めるに当たっては、科学コミュニティの方とも十分に対話をしながら議論を進めていきたいというふうに考えております。

○中鉢議員 先ほどの大西議員のご意見と重複するかもしれませんが、「総合科学技術会議」の名前で出すことになるかと思えますが、例えば古川大臣からか、あるいは野田議長からの指示があったのでしょうか。この目的というのを見てみますと、何か大きな変更を求められる可能性があって、問題があると。内閣が既に閣議決定しているものに対して、いやいや、各機関の自律性を尊重し、それを支援するのだと、この書きぶりも何か不自然な感じがします。また、EUで施行しているらしいけれども、それ影響が見えていないからと泥縄式に今度調査を始めると。国が正式に決定したものを国の予算をもってまた重複調査をする。この狙いをもう一度確認させて頂けますでしょうか。

○事務局（安間参事官） この調査につきましては、繰り返し申し上げますけれども、これまでの本会合において法律のご説明、またご審議を頂きました際に、議事録にもありますけれども、先進的なEUの事例というのをきちんと把握する必要があるだろうというご議論がございましたものを踏まえて実施するものです。

それから、今ご指摘がございました2番目の「○」でございますが、この文言は5月31日に有識者議員から公表頂きました意見書の中から引かせて頂いております。

基本的にこのCSTPの各機関における対応として、こういう姿勢、基本方針であるということ踏まえた上で、ただ一方で一番上にありますけれども、法律自体は公布されましたけれども、施行はこの1年以内ということでございますので、これからその施行に当たって、いろいろと懸念するようなことが起きないように、この1年で必要な正確な実態の把握をしていきたいというつもりでございます。

○中鉢議員 各機関の自律性を尊重しこれを支援することに合意したのだとは思いますが、このこと

を関係府省にきちんと説明したのでしょうか。閣議決定する事務局というか、そういうところでずね。それはそうだな、後日検討しようという指示だったのかどうか。どういうやりとりがあったのか確認をしておきたいのですが。

○事務局（中川参事官） 本件経緯を復習させていただきます。法律は公布された訳ですが、法律があつて、その運用について非常に研究者コミュニティ、あるいは大学、あるいはプロジェクトマネージャー、ポスドク、それぞれの立場で大変不安が出ており、それをきちんと整理をした上で運用をしっかりしないといけない。それに基づいてここでご議論頂き、5月31日のこの場で、有識者議員、皆様でペーパーをおまとめ頂いたわけですが、その中でこういうことをきちんと運用に当たって気をつけなさい。それから、それに当たっては、まさにきちんとファクトベースで、実際には労働法という観点から法改正がされるというのはEUの事例を倣ってやっているのだけれども、実はEUにおいて何か雇用不安が起こるとか、今回日本で起こっているような現場に生じているような研究コミュニティの不安とか起こっていないので、そういうことはきちんと把握して対応すべきということで、この有識者議員ペーパー、今日お配りすればよかったのですが、そのペーパーの中でもこの研究者の世界の流動性を適切な形で確保するのにどういうふう工夫しているのか。あるいは冷静に対応すれば特に心配要らないのではないかというようなことをきちんとEU諸国における研究者の扱いに学ぶことは有意義であるから、きちんと情報収集しましょうねというのがむしろ有識者議員の宿題であり、各省、各研究コミュニティ、そういうところでもそういうものをきちんと実態を把握して現場に不安が生じないようにしっかりと見ていくと。

それで、これに当たっては厚生労働省の労働法担当部局もそれから各省も各研究コミュニティも非常に注目をして、そして関係省庁とも一緒に無用な不安が起こらないように、やるべきことがあるとすれば、どういうことが必要なのか。そこについては、研究コミュニティを取り上げるのは、これは総合科学技術会議の役割として、そこにきちんとスポットを当てていきましょうという流れの中で、むしろ、この5月31日の有識者議員のペーパーを踏まえて今回の調査をやるのだというのが、多分各省、関係コミュニティ、あるいは当方での理解かと思っております。

そこについては厚生労働省のほうも協力して、よく連携して、むしろこちらが自律的にきちんとやっていくというようなことかと理解しております。

○奥村議員 最初の案件は、やや表現に調査意図が見え見えなのです。特に最後の「○」をつけた文章です。調査の結果によっては、教員・研究者については特例措置を作ろうと、そのための調査だというふうに取り取れる。この前法律が出来たばかりなのに、もうここで特例措置が要するような表現をここに書いている訳です。これでは、行政としての不一致と言われても仕方がない。調査もしないのに、こういうことを書くということは、特定の目的を狙って調査するという意図を自ら表明したことになる。これは書き過ぎです。はっきり言って。

それからもう一つ、予断を与えている表現は、上から2番目の「○」の文章で、要するに研究者と機関に働く労働者とは異なる勤労原理を有しており、それを互いにどう折り合いをつけるか、いわば相対峙するかのごとく決めつけている表現に見える。こういう発想は、そもそも私は古いと思います。ですから、「調査する」とおっしゃりながら予断を持っているということが、実はこの表現の中に出てきている。それが皆さんご指摘になっていることと私は絡んでいると思います。調査をするなら目的を淡々とお書きになることを私はお勧めする。

○中鉢議員 繰り返しになりますが、立てつけとして、閣議決定を野田内閣が行った一方で、野田総理が議長を務める総合科学技術会議がこういう意見を出すということ、自分が決めておいて、例外

規定を検討しろというのは、何か矛盾を起こしているような気がします。

○事務局（中川参事官） 恐れ入ります。まさにお配りしたペーパーの今の部分の表現については、今奥村議員、中鉢議員のおっしゃるとおりですので、この部分の表現は当調査の意図と全く違いますので、不適切だと思いますので修正をいたします。

○相澤議員 今ご指摘のところは非常に重要であり、しかも書出しのところにも非常に問題があります。私もこれはきちんとした丁寧な表現にしなければいけないというふうに思いますので、是非表現の修正をして下さい。

○相澤議員 ただ、基本は我々有識者議員を中心に議論していた時に、雇止めという話が出てきているので、それが研究者のコミュニティを混乱に陥れるだろうと。しかし、それは個々のケースをきちんと事前にセットしておけば大きな混乱には至らないと解釈できると、こういうようなことがあの時点での結論でありました。ではあるけれども、その実態をきちんと個々に見ていかないとどういふ混乱が実際に起こるかというのは予測がつかないという面もあるので、こういう現実に施行されているような状況も踏まえて、検討を引続き行くと。引続き行うとしておりましたので、その一環として調査をすると、こういう趣旨でございますので、その趣旨に合うような表現にこの内容を修正してもらいたいと思います。

○大西議員 今の議論、私も大賛成ですが、この問題は労働法制上の観点からいくと、労働者の権利を強めるという意味で社会の一つの流れではないでしょうか。それが一方で、いろいろな格好の研究への関わり方、あるいは研究者の雇用のされ方というのが必要だという科学界なり学術界の最近の発展の状況と少し合わないところがあるということに問題点があるので、科学者、あるいは大学とか学術の観点からだけ見ていると、世の中の大勢と合わなくなる恐れが多分にあるので、労働法制にも明るい、あるいは労働者の実情にも明るい人の意見も入れながら、総合科学技術会議で議論しないといけないことだと。だから、ぜひ調査に当たっては、そういう視点で独りよがりの結論で特例を出してくれというような結論にならないように。奥村議員のおっしゃるとおりだと思うので、そこはきちんと体制を組んで頂きたいと思います。

○相澤議員 只今の点も重要なご指摘で、これは調査の実施体制に関わることでもあります。往々にして入札で、こういうことを第三者の調査機関に投げかけてしまう。そういうことでは我々が目的とするところの調査に合わないのではないかと思うので、その実施体制についても十分な配慮が必要かと思えます。同じことは生命倫理に関する調査についても言え、ただ単に委託してしまうということではないように是非して頂きたい。

その他ご意見等はございますでしょうか。無いようですのでこの2件の調査研究を実施することについてご承認頂けますでしょうか。（異議なし）有難うございました

議題2. 平成25年度科学技術戦略推進費の概算要求方針について

議題3. 産学官連携功労者表彰について

議題4. アクションプラン対象施策の検討状況について

（有識者議員の率直な意見交換の場とするため非公開）